

令和3年9月29日

和泉市立学校保護者の皆さまへ

和泉市教育委員会
教育長 小川 秀幸

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言解除に伴う
市立学校の対応および家庭におけるお願いについて

みだしの件について、大阪府教育長からの要請や和泉市内の感染状況を踏まえ、学校教育活動について、新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、10月1日以降について、下記のとおりといたします。

また、【ご家庭におけるお願い】についても、改めてご理解とご協力をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス対策については、日々状況が変化しているため、必要に応じて対応の変更が生じる場合があります。ご理解、ご協力賜りますようお願いいたします。

記

1. 分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人程度）を継続します。
2. 修学旅行等（宿泊または府県をまたぐ教育活動）については、原則11月以降に感染防止対策を徹底した上で実施します。
その他の学校行事についても、内容等の変更があれば、決定次第、各校よりお知らせします。
3. 部活動は、感染防止対策を徹底した上で、実施します。
合宿や府県をまたぐ練習試合（合同練習含む）は実施しません。

【ご家庭におけるお願い】

- 児童生徒の健康管理については、ご家庭で検温を実施し、発熱等風邪症状がある場合は、登校（部活動含む）を控えてください。また、同居の家族に発熱等の風邪症状がある場合も、登校は控えてください。（欠席ではなく、出席停止扱いとします。）
- その場合、お近くのかかりつけ医へ、夜間・休日やかかりつけ医がいない方などは「新型コロナ受診相談センター（06-7166-9911）」または和泉保健所（0725-41-1342）へご相談いただき、相談結果について学校へ報告いただきますようお願いいたします。
- 体調不良等での医療機関受診におけるPCR検査や、濃厚接触者等に特定されたことによるPCR検査を受けることになった場合、検査受検理由、受検日、結果判明予定日、自宅待機期間等について、学校へ速やかに連絡をお願いいたします。
- うわさ等、風評被害により、人権侵害につながることはないよう、ご配慮をお願いいたします。